

女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

1. 採用した職員に占める女性職員の割合（令和6年度採用）

0%（0人/1人）

2. 職員に占める女性職員の割合（令和7年1月1日現在）

36.4%（4人/11人）

3. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和7年1月1日現在）

※管理的地位にある職員・・・指定職給料表適用職員及び行政職給料表（一）7級以上の職員

0%（0人/4人）

4. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和6年1月1日、令和7年1月1日）

	指定職	課長	課長補佐	係長相当職
令和7年1月1日現在	0% (0人/1人)	0% (0人/2人)	33.3% (1人/3人)	100% (3人/3人)
令和6年1月1日現在	0% (0人/1人)	50% (1人/2人)	33.3% (1人/3人)	50% (1人/2人)

5. 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	育児休業取得率	取得期間の分布状況
女性職員	対象者なし	—
男性職員	対象者なし	—

6. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	取得率	合計取得日数の分布状況
配偶者出産休暇	対象者なし	—
育児参加休暇	対象者なし	—
いずれか一方または両方の休暇	対象者なし	—

7. 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

※職員…対象期間の全期間在職した常勤職員（育児休業、有給・無給休職及び介護休暇期間のある職員、育児短時間勤務職員、再任用職員、研修又は出張期間が1箇月以上ある職員を除く）

平均取得日数
9.9日

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：裁判官弾劾裁判所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	67.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.7	%
全職員	76.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
指定職相当	—	%
本省課室長相当職	133.3	%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	—	%
係長相当職	57.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	54.4	%
26～30年	—	%
21～25年	—	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	—	%
1～5年	—	%

【説明欄】

- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は100%である。
- ・ 男性の方が超過勤務時間が長く、一人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は約50%である。
- ・ 2(1)の「指定職相当」、「地方機関課長・本省課長補佐相当職」、2(2)の「1～5年」「11～15年」「26～30年」は、一方の性別の職員が存在しない。
- ・ 2(2)の「16～20年」「21～25年」は、該当者が存在しない。
- ・ 2(2)の「6～10年」「36年以上」は、男性職員、女性職員1名ずつが対象であり、特定の職員の給与が推測される恐れがあるため、公表の対象外とする。
- ・ 2(2)の「31～35年」は、男性職員に管理職職員が含まれている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

- ・ 指定職相当：指定職給料表の適用を受ける職員
- ・ 本省課室長相当職：行政職給料表(一)7級から10級の職員

- ・ 地方機関課長・本省課長補佐相当職：行政職給料表（一）5級及び6級の職員
- ・ 係長相当職：行政職給料表（一）3級及び4級の職員
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じた算出をしている。
- * 追給・戻入等による支給額の変更を算出の対象としている。